

サービス利用の流れ

1. 要介護認定の手順

介護や支援が必要と思ったら、まずは地域包括支援センター（長寿政策課）や社会福祉協議会にご相談ください。

①要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する方は、町の窓口に要介護認定の申請をしてください。申請は本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などに代行してもらうこともできます。



申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。



②認定調査が行われます

認定調査

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人や家族などから聞き取り調査をします。（全国共通の調査票が使われます。）

主治医意見書

本人の主治医が、介護の必要とする原因疾患など心身の状況について記入します。



③審査・判定されます ※申請をしてから結果が出るまで約1か月かかります。

一次判定(コンピュータ判定)

公平に判定するために、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

特記事項

調査票には盛り込めない事項などが記入されます。

主治医意見書

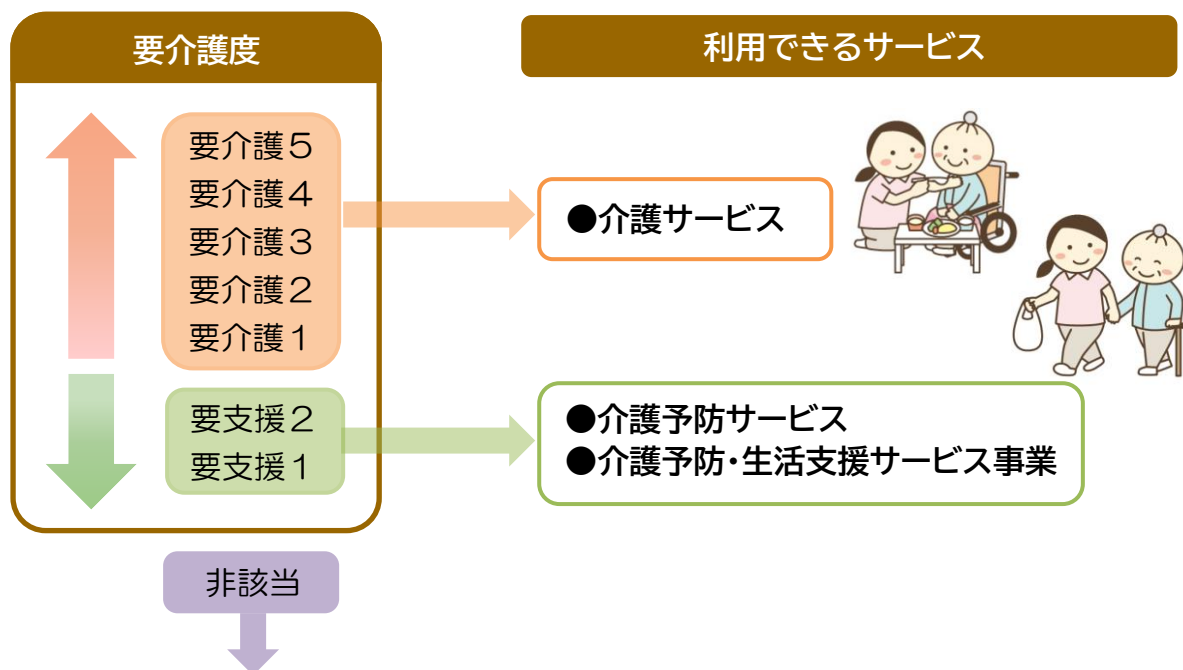
かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

二次判定(要介護認定審査会)

市町村が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



認定結果を通知します。以下の要介護状態区分に認定されます。



非該当になった場合でも、基本チェックリストによる判定で該当となれば使えるサービスがあります。

訪問型サービス

- ・ホームヘルパーによる調理・洗濯・掃除などの生活援助

通所型サービス

- ・デイサービスで食事・入浴などの介助や、機能訓練
- ・ほっとセンターで食事・運動・レクリエーション活動
- ・リハビリ専門職等の指導による短期間の機能回復プログラム（運動・口腔・栄養）

☑基本チェックリストについて

基本チェックリストは、年齢とともに低下する生活機能の状態を 25 問の簡単な質問の回答から確認できるチェック表です。（厚生労働省作成）
基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組みばよいかが分かります。

認定結果の有効期間と更新手続き

引き続きサービスを利用するには「更新申請」が必要です。



認定の有効期間は、新規の場合は原則 12 か月、更新認定の場合は原則 24 か月です。月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間です。また、認定の効力発生日は、認定申請日になります。更新認定の場合は、前回認定の有効期間満了日の翌日になります。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要ですので担当のケアマネジャーに相談ください。（介護が必要な度合いに変更がある場合は、区分変更申請をすることが可能です。）

2. ケアプランの作成の作成からサービス利用までの流れ

ケアプランとは・・・

どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。
このケアプランにもとづいて介護保険のサービスを利用します。

ケアプランや介護予防ケアプランの相談・作成にかかる費用は、介護保険が全額負担するため、利用者の負担はありません。

要介護1～5の方

自宅で生活しながら
サービスを利用したい



居宅介護支援事業所に連絡
担当のケアマネジャーが
決まります。



ケアプランの作成

サービスの利用を開始

ケアプランにそって在宅サービス・施設サービスを利用
します。



施設へ入所したい



施設に申し込み
入所を希望する施設に
直接申し込み契約します。



ケアプランの作成

サービスの利用を開始

ケアプランにそって在宅サービス・施設サービスを利用
します。



要支援1・2の方

地域包括支援センター
に連絡

担当のケアマネジャーが
決まります。



介護予防ケアプランの作成

サービスの利用を開始
ケアプランにそって介護
予防サービスおよび介護
予防・生活支援サービス
事業を利用します。



■居宅介護支援事業所とは

ケアプランの作成や、サービスを適切に利用できるようサービス提供事業所などとの連絡や調整をします。また、施設の紹介や、要介護認定の申請代行もします。

■ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

介護の知識を幅広くを持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じたアドバイスをします。
- 利用者の身体状況や生活環境に沿ったケアプランを作成します。
- サービス提供事業所との連絡や調整をします。
- 施設入所希望の方に適切な施設を紹介します。

●在宅サービス

》》 自宅に来てもらう

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。

【主なサービス内容】

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- おむつの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、清拭 など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物 など



訪問入浴介護

介護職員と看護職員が自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介護をします。



訪問リハビリテーション

リハビリテーション専門職（理学療法士など）が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。



訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

(例：床ずれの手当や点滴の管理)



》》 施設に通って利用する

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練など日帰りで行います。



通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援のほか、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを日帰りで行います。



》》 短期間施設に入所する

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(例：大月荘)などに短期入所して、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。



生活環境を整える

福祉用具貸与

自立した生活を続けるための福祉用具を借りることができます。

【対象の福祉用具】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①車いす | ⑧スロープ（工事をともなわないもの） |
| ②車いす付属品（クッションなど） | ⑨歩行器 |
| ③特殊寝台 | ⑩歩行補助つえ |
| ④特殊寝台付属品（サイドレールなど） | ⑪認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤床ずれ防止用具 | ⑫移動用リフト（つり具の部分除く） |
| ⑥体位変換器 | ⑬自動排泄処理装置 |
| ⑦手すり（工事をともなわないもの） | |

※①～⑥、⑪、⑫は、原則として要支援1・2、要介護1の方は利用できません。

※⑬は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

特定福祉用具購入・住宅改修費

申請が必要です！

【特定福祉用具購入】

ポータブルトイレやシャワーチェアなどの入浴補助用具を購入した際、購入費用の7～9割が町から支給されます。
（年間上限額：10万円）



【住宅改修】

手すりの取り付けや段差解消などの改修工事をした際、改修費用の7～9割が町から支給されます。
（上限：20万円、原則1回限り）

施設サービス（要支援1・2の人は利用できません）

生活介護が中心の施設【特別養護老人ホーム】

要介護3以上



常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象です。食事・入浴など日常生活の介護や療養上の世話が受けられます。

リハビリが中心の施設【介護老人保健施設】

要介護1～5

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象です。医学的な管理のもとで、介護や看護、機能訓練が受けられます。

長期療養の機能を備えた施設【介護医療院】

要介護1～5

長期にわたり療養が必要な方が対象です。医療と介護が一体的に受けられます。

その他、要支援の方でも入所できる、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、有料老人ホームなどがあります。詳しくは、長寿政策課または担当のケアマネジャーにご相談ください。



【問い合わせ先】

大月町役場長寿政策課
（大月町地域包括支援センター）
Tel 0880-73-1700